

指定管理者候補者選定基準表：新座市民会館

必須要件	審査内容	判定
	<ul style="list-style-type: none"> 法令等が遵守されているか 仕様書に適合した事業計画となっているか 	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否

*必須要件について、個々の委員の判定に基づき協議した結果、委員の総意において「否」と判断した場合は、失格とし以下の採点は実施しない。

選定項目	審査項目	審査内容	配点	採点	
1	(条例第2条第4項第1号) 利用者の平等な取扱い	会館の設置目的に沿った管理	会館の設置目的を理解しているか	3	
			会館利用者に配慮した管理運営内容か	3	
		申請団体の経営理念・経営方針	会館設置目的との整合性があるか	3	
			経営理念・経営方針を会館運営に反映できるか	3	
		個人情報の取扱い	会館が保有する個人情報の取扱いは適切か	3	
		情報公開の取扱い	保有情報の公開に対する措置が講じられているか	3	
		利用者の要望の把握・苦情処理体制	利用者からの意見・要望を把握し、対応する体制が整備されているか	3	
		公の施設としての施設運営	公平かつ安全な運営に配慮しているか	3	
			遵守すべき関係法令等を理解しているか	3	
			提案している事業内容は確か	3	
小計			30	22.35	
2	(条例第2条第4項第2号) 施設の適切な維持管理	利用サービスの向上	会館の設置目的に配慮し、サービス向上のための方策を具体的かつ現実的に提案しており、創意工夫が認められるか	5	
		魅力的な提案	市民がより質の高い文化に触れることができる事業が提案されているか	5	
			施設の特性や地域性、年齢層などに配慮し、利用者の増加につながる事業が提案されているか	5	
			地域との連携等、管理運営を向上させるための提案があるか	5	
		施設の維持管理体制	適切な維持管理が見込める体制か	3	
			委託等の方針は適切か	3	
		安全管理体制	日常等の安全管理及び急病等の緊急時対策や防犯、防災等の危機管理体制は適切か	4	
小計			30	23.40	
3	(条例第2条第4項第2号) 経費の縮減	経費の縮減額	市が設定した基準額(※)と比べて経費が縮減されているか	25	
		経費の縮減に対する工夫	経費縮減の工夫はあるか	5	
小計			30	18.50	
4	(条例第2条第4項第3号及び人的能力) 管理を安定して行う第4項的能力	収支計画	積算された経費は事業計画と整合しているか	3	
			収支計画内容に実現性があるか	3	
		安定的な運営	安定的な運営を図れる財務状況か	3	
			適切な経理が見込めるか	3	
		職員体制	組織体制についての事業計画内容は適切か	3	
			職員の勤務体制についての事業計画内容は適切か	3	
			職員の採用、確保についての事業計画内容は適切か	3	
			職員の研修体制についての事業計画内容は適切か	3	
		申請団体の実績	類似施設等の運営実績はあるか	3	
			運営実績は、会館の管理運営にいかせるものか	3	
小計			30	21.60	
合計			120	85.85	

(注) 申請者のうち、市で定めた基準点(80点)を上回っていない場合は、指定管理者の候補者には選定しない。

※ 裏面参照

1 必須要件
「法令等が遵守されているか」及び「仕様書」に適合した事業計画となっているかの必須要件について個々の委員の判定に基づき協議した結果、委員の総意において「否」と判断した場合は、指定管理者の候補として選定しないため、1から4までの選定項目に係る採点は実施しない。

2 基準額・評価方法
選定基準表の3「審査項目：経費の縮減額」の点数（配点25点）については、以下のとおりとする。

- (1) 基準額
人件費については、令和4年度実績額に定期昇給を加味して積算し、その他の経費及び利用料金収入については、平成27年度実績（市直営最終年度）及び令和4年度実績等を基本として積算した。
最後に、各年度の管理運営費の平均額から利用料金収入の平均額を差し引いた額を基準額として算出した。

区 分	金 額
採点に当たったの基準額	65,805,435円

- (2) 経費の縮減額の評価
基準額を15点（基準点）とし、0～25点の範囲で、提案額が基準額を下回る場合は、基準額を1パーセント下回るごとに1点を加点する。逆に、提案額が基準額を上回る場合は、基準額を1パーセント上回るごとに1点を減点する。